

事務連絡  
令和6年3月29日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえた  
相談支援従事者研修等の実施について

平素より、障害保健福祉の向上にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえた各法令の規制の見直しに当たり、相談支援従事者研修等の各種研修の実施について、下記のとおりといたしますので、その旨周知いたします。

所轄庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、関係者等へ周知いただくようお願いいたします。

記

1. 相談支援従事者研修等の実施について

相談支援従事者研修、居宅介護職員初任者研修等、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修（以下「対象研修」という。）に関し、受講の申込みや対象研修の「講義」、修了証等の発行等の研修に係る手続きについて ICT 等を活用してオンラインで実施することが可能である。

また、こども家庭庁及び厚生労働省では、全国担当者会議や国の主催する研修指導者の養成研修、事務連絡等において、対象研修の実施に係る留意点等を適時にお知らせしてきたところである。

各都道府県におかれては、研修実施機関と十分な連携を図りつつ、今後の対象研修の実施において、受講の申込みや修了証等の発行を含めたオンライン研修環境の整備に取り組み、研修受講負担の軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただくようお願いする。

2. 対象研修の「講義」部分のオンライン実施事例

対象研修のうち、「講義」部分については、すでにオンラインでの実施が可能であり、具体的な実施方法については、以下の事例等を参考にされたい。

（事例）

- ・ 職能団体が開発した e-ラーニングシステム上の教材を活用して研修を実施
- ・ オンデマンド動画配信システムを用いた講義の実施
- ・ ウェブ会議ツール等を用いたリアルタイムでのオンライン講義の実施